

Rokin Information

教育ローン【証書貸付型】

(2023年10月1日現在)

	(2023年10月1日現在)
1. 商品名	教育ローン【証書貸付型】
2. お申込み いただける方	当金庫に出資のある団体会員の構成員の方、またはご自宅もしくはご勤務先(事業所)が当金庫の事業エリア内(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県)にある給与所得者の方で、次の条件に全て該当する方・同一勤務先に1年以上勤務されていること(自営業者等の給与所得以外の方は3年以上)・安定継続した年収(前年税込み年収)が150万円以上であること・お申込み時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満76歳未満であること・当金庫指定の保証機関の保証を受けられること・当金庫指定の保証機関の保証を受けられること・※契約社員・パート社員の方や、自営業者等の方も一定の条件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。 ※当金庫は労働組合がない会社にお勤めの方でもご利用いただけますので、お気軽に最寄りの営
	業店にお問い合わせください(お取引きは、ご自宅またはご勤務先に近い営業店となります)。
3. お使いみち	・ご本人および同居家族または非扶養を含む2親等以内の親族が在学する各種教育施設への納付金や、入学または在学するために必要な以下の教育関連資金等にご利用いただけます。ただし、個人の趣味に属する施設および家庭教師・個人授業・少人数の塾等は除きます。なお、既にお支払済みの教育関連資金につきましては、お支払い後2ヵ月以内の資金を対象とします。 ※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません。 【各種教育施設】
	・学校教育法等、法に定められた教育施設・機関
	・子(X) 自伝寺、伝に足められた教育施設・機関 ・各種専門学校
	· 台僅等 1子校
	【ご利用いただける主な教育関連資金】
•	
	・入学金、授業料(前期分・後期分・年間全額)等の納付金 ・教科書・参考書代、制服代、学用品代、部活動費、通学定期券代、パソコン・タブレ ット購入代等(注①)
	・施設設備費、実験実習費、体育費、寄付金、その他(冷暖房費・維持費等)
	・下宿の敷金・礼金・その他(仕送り含む)(注②)
	・6ヵ月以上滞在する海外留学のための渡航費用・滞在費・納付金
	・受験費用(受験料、旅費・宿泊費等)(注③)
	・他金融機関の教育ローンの借換え
	(注①) パソコン・タブレット購入代のみではご利用いただけません。
	(注②) 仕送りのみではご利用いただけません。
	(注③) 受験費用のみではご利用いただけません。 「おはいなよりご再々類なななななななくなるの事物」
	【お使いみちと所要金額を確認させていただくための書類】
	お申込み時にお使いみちと所要金額がわかる以下の書類のご提出が必要となります。 ①教育資金融資の資金使途明細書(金庫所定書式) ②入学または在学証明書類(入学許可証・合格通知書・在学証明書・学生証の写し等)
	③学校納付金などの必要資金が記載された書類等の写し

4. ご融資金額	・1万円以上 2,000万円以内 (1万円単位) ※お客様の雇用形態や審査の内容によっては、ご融資の限度額が異なる場合がございますので、 最寄りの営業店にお問い合わせください。
5. ご返済期間	・15 年以内(1 ヶ月単位)※5 年以内の元金据置期間を含む
6. ご融資金利	・団体会員の構成員の方および生協会員の方は、変動金利または固定金利をお選びいただけます。 ・団体会員の構成員の方および生協会員の方に該当しない場合は、固定金利のみのお取扱いとなります。 【変動金利】 ・当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年2回変動します。 ・返済期間中の金利は4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。見直し幅(金利変動幅)は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月の返済日の翌日より反映させます。 【固定金利】 ・お借入時の金利をご返済終了日まで適用します。 <教育ローン(奨学金借換)の適用金利について> ・資金使途が奨学金(自治体、学校法人、財団法人等、その他各種団体の貸与奨学金)
	借換えの場合、通常の教育ローン(証書貸付型)とは適用金利が異なります。
	・教育ローン(奨学金借換)は他のお使いみちとの併用はできません。
	【金利引下げ】 下記①~③のいずれかの引下げ要件を満たしている団体会員の
	構成員の方または生協会員の方は、金利を年 0.2%引下げいたします。 【引下げ要件】 ①財形貯蓄またはエース預金のご契約(※ 1) ②有担保ローンまたは無担保ローンのご契約(※ 2) ③お申込み時の年齢が満 20 歳未満 ※1:教育ローン申込時点(仮審査申込含む)で「契約日から 1 年以上経過」かつ「残高 12 万円以上」ご契約がある方。 ※2:教育ローン申込時点(仮審査申込含む)で〈中央ろうきん〉の有担保ローンまたは無担保ローン(マイプランを含む)をご返済中の方。※上記①~③のうち、複数の引下げ要件を満たしている場合でも、金利引下げ幅は年 0.2%となります。 ※教育ローン(奨学金借換)への適用が可能です。 ※詳しくは営業店までお問い合わせください。
	 (1)団体会員とは、中央労働金庫に出資いただいている、以下の団体をいいます。 ①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。 (2)生協会員とは、中央労働金庫に出資いただいている生協のうち、生協組合員融資制度を導入している生協の組合員および同一生計家族の方。 ※なお、対象とならない場合もございますので、詳しくは営業店までお問い合わせくだ

さい。

7. ご融資方法 および ご返済方法

ご融資方法およびご返済方法については、以下の3通りからお選びいただけます。

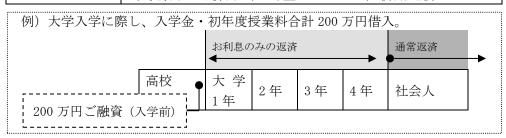
(1) 一般タイプ

- ・ご融資金はお支払先へお客様名でお振込みさせていただきます。
- ・ご返済方法は元利均等毎月返済または元利均等毎月・加算月(一時金・ボーナス) 併用返済のいずれかの方法をお選びいただけます。加算(一時金・ボーナス)返済 部分は総貸付額の50%までとなります。
 - ※元利均等返済とは、毎回支払う元利金(元金と利息の合計=1回あたりの返済額)が一定である返済方式です。

(2) 元金据置タイプ

- ・ご融資金はお支払先へお客様名でお振込みさせていただきます。
- ・一括してご融資した後、元金返済を最長 5 年の範囲で据置き、その間はお利息のみ のご返済となります。

据置期間中	お利息のみの毎月返済または毎月・加算月(一時金・ボーナ	
(最長5年)	ス)併用返済	
据置期間終了後	元金と利息の合計額 を支払う元利均等毎月返済または元利	
	均等毎月・加算月(一時金・ボーナス)併用返済	



(3) 分割タイプ

- ・ご融資金を分割してご融資いたします。
- ・分割でご融資中は、お利息のみのご返済となります。分割での最終回のご融資後、 元金据置タイプをご利用いただくこともできます(分割期間は4年以内。分割後の 元金据置期間は分割期間と合計して5年以内)。

分割・据置期間中おれ	利息のみの毎月返済
分割・据雷期間終「後	金と利息の合計額を支払う元利均等毎月返済ま は毎月・加算月(一時金・ボーナス)併用返済

例) 大学入学に際し、進級時ごとに授業料 100 万円(合計 400 万円)借入。



- ・入学前、進級時にそれぞれ 100 万円融資します。
- ・1、2、3、4年次に支払うお利息は、それぞれ融資金 100 万円、200 万円、300 万円、400 万円に対して計算したお利息をお支払いいただきます (毎年金額は増えます)。
- ※分割タイプは固定金利のみご利用いただけます。
- ※毎年、上記(1)(2)のタイプとしてお申込みいただくこともできます(ただし、お申込みの都度、当金庫所定の審査を行います)。

8. 担 保	不要です。
9. 保 証	・当金庫指定の保証機関をご利用いただきます。 ・保証料は、当金庫が負担します。
10. 手数料等	・繰上返済(全額返済を含む)は無料でご利用いただけます。 ・団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって <u>中央ろうきん友の会に入会すること</u> 、または当金庫の個人会員(最低出資金 1,000 円が必要)となることが必要な場合があります。
11. 苦情処理措置 (お問い合わせ ・相談・苦情等 の受付窓口)	 ご契約内容や商品に関するお問い合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄りの営業店または下記のフリーダイヤルにて受付けます。 【お問い合わせ窓口:お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時~午後6時 【苦情相談窓口:お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時~午後5時 ・当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組みの概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 【当金庫ホームページ https://chuo.rokin.com】
12. 紛争解決措置 (第三者機関に 問題解決を相 談したい場合)	・東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫の「お客様サポート」またはろうきん相談所にお申し出ください。 ・お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時~午後5時
13. その他	・その他詳しい内容、返済額の試算についてご希望がありましたら、最寄りの営業店にお気軽にご相談ください。また、当金庫のホームページでも返済額を試算することが可能です。 【当金庫ホームページ https://chuo.rokin.com】 ・ご入学の場合、合格発表と入学金等の納付期間が短い場合がありますので、お早めにお申込みください。 ・ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。

中央労働金庫